

# 和歌山県福祉事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間

## 2 内 容

目標1 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の設置及び運営を行う。

### <対策>

・平成28年4月～ 事業所内保育所の設置に向けて、要件整備等計画の策定に取り組む。

目標2 年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

### <対策>

・平成28年4月～ 年次有給休暇の取得実績から原因の分析等を行い、その結果を所属長会議で協議し、取得促進に向けての改善を図る。

目標3 所定外労働時間の削減のための措置を講ずる。

### <対策>

・平成28年4月～ 所定外労働時間の原因の分析を行い、その結果を所属長会議で協議して労働条件の改善を図る。